

地方議会制度の充実強化を求める件

地方分権の進展に伴って、自治体の自己決定権がますます拡大する中で、二元代表制のもと、地方議会の役割と責任は極めて重要なものとなっています。

今後、地方議会が住民の代表機関としてその負託にこたえ、その役割と機能を一層強力に発揮していくためには、議会の機能をさらに充実強化していく必要があります。

地方議会制度については、第28次地方制度調査会答申に基づき、平成18年の地方自治法の改正によって一定の措置が図られましたが、残された課題もあり、地方議会がその役割と機能をさらに強力に発揮していくためには、なお一層の取組が必要であります。

よって、国会及び政府におかれては、7月に発足した「第29次地方制度調査会」において、早期に「議会制度のあり方」について調査・審議を行い、議会の招集権、附属機関の設置、調査権・監視権をはじめとする権限制約的諸規定の緩和など、地方議会の一層の充実強化を図る抜本的な制度改正を図るとともに、議員の法的位置付けを、市民の直接選挙によってその地位に就任したという「公選職」として明確に規定し、この位置付けにふさわしい諸制度の改正を早急に図るよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年10月4日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

様

仙台市議会議長 赤間次彦